

営業所技術者等となり得る国家資格等一覧

「◎」特定建設業の営業所技術者等(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所技術者等(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類		コ	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
	ド	種別																														(注1)			
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工管理技士		11	◎				◎								◎																			
	2級建設機械施工管理技士(第一種~第六種)		12	○				○									○																		
	1級土木施工管理技士		13	◎			○	◎	◎	○				○	◎	○	◎	◎							○		○		◎			○	◎		
	1級土木施工管理技士補		1H				○	○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○		
	2級土木施工管理技士		種別 土木	14	○			○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	◎		
	2級土木施工管理技士補			1J				○	○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○	
	2級土木施工管理技士			種別 鋼構造物塗装	15				○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○	
	2級土木施工管理技士補				1K				○	○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○
	2級土木施工管理技士			種別 薬液注入	16				○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○	
	2級土木施工管理技士補				1L				○	○	○	○				○	○	○	○	○							○		○		○			○	○
	1級建築施工管理技士			20	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎	◎	
	1級建築施工管理技士補			2C			○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	
	2級建築施工管理技士		種別 建築 躯体 仕上げ	21	○		○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	
				22			○	○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○
				23			○	○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○
	2級建築施工管理技士補			2D			○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	
	1級電気工事施工管理技士			27								◎													○							○	○		
	1級電気工事施工管理技士補			2E																					○							○	○		
	2級電気工事施工管理技士			28								○													○							○	○		
	2級電気工事施工管理技士補			2F																					○							○	○		
	1級管工事施工管理技士			29									◎			○	○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	1級管工事施工管理技士補			2G												○	○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	2級管工事施工管理技士			30									○			○	○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	2級管工事施工管理技士補			3A												○	○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	1級電気通信工事施工管理技士			31																					◎										
	2級電気通信工事施工管理技士			32																					○										
	1級造園施工管理技士			33				○	○	○	○			○	○	○	○	○							○		◎		○		○	○	○	○	
	1級造園施工管理技士補			3D				○	○	○	○			○	○	○	○	○							○		○		○		○	○	○	○	
	2級造園施工管理技士			34				○	○	○	○			○	○	○	○	○							○		○		○		○	○	○	○	
	2級造園施工管理技士補			3E				○	○	○	○			○	○	○	○	○							○		○		○		○	○	○	○	

営業所技術者等となり得る国家資格等一覧

「◎」特定建設業の営業所技術者等(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所技術者等(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類	コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
																																(注1)		
職業能力開発促進法 「技能検定」	(検定職種) [等級区分が2級の者は合格後3年以上の実務経験が必要(注2)]																																	
	型枠施工	64			○		○																											
	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)	70							○		○							○																
	建築大工	71			○																													
	左官	72				○																												
	コンクリート圧送施工	73					○																											
	とび・とび工	57					○																									○		
	ウエルポイント施工	66					○																											
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管	74										○																						
	給排水衛生設備配管	75										○																						
	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工	76										○																						
	タイル張り・タイル張り工	77											○																					
	築炉・築炉工・れんが積み	78											○																					
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	79							○				○																					
	石工・石材施工・石積み	80							○																									
	鉄工(選択科目「製缶」又は「構造物鉄工作業」)・製缶	81												○																				
	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	82													○																			
	工場板金	83																																
	建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)	84								○																								
	板金・板金工・打出し板金	85																																
	かわらぶき・スレート施工	86								○																								
	ガラス施工	87																																
	塗装・木工塗装・木工塗装工	88																																
	建築塗装・建築塗装工	89																																
	金属塗装・金属塗装工	90																																
	噴霧塗装	91																																
	路面標示施工	67																																
	畳製作・畳工	92																																
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	93																																
	熱絶縁施工	94																																
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工	95																																
	造園	96																																
防水施工	97																																	
さく井	98																																	
その他	(合格後の実務経験)																																	
地すべり防止工事(注3)	1年	61					○																											
基礎ぐい工事(注4)		40					○																											
建築設備士(注5)	1年	62								○	○																							
計装(注6)	1年	63								○	○																							
解体工事(注7)		60																															○	

営業所技術者等となり得る国家資格等一覧

「◎」特定建設業の営業所技術者等(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所技術者等(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類	コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
基幹技能者(注8)	登録電気工事基幹技能者	36	◎							◎														◎										
	登録橋梁基幹技能者						○						○																					
	登録造園基幹技能者																									○								
	登録コンクリート圧送基幹技能者						○																											
	登録防水基幹技能者																						○											
	登録トンネル基幹技能者						○																											
	登録建設塗装基幹技能者																				○													
	登録左官基幹技能者					○																												
	登録機械土工基幹技能者						○																											
	登録海上起重基幹技能者																	○																
	登録PC基幹技能者							○								○																		
	登録鉄筋基幹技能者															○																		
	登録圧接基幹技能者															○																		
	登録型枠基幹技能者					○										○																		
	登録配管基幹技能者												○																					
	登録薫・土工基幹技能者							○																										
	登録切断穿孔基幹技能者							○																										
	登録内装仕上工事基幹技能者																						○											
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												○					
	登録エクステリア基幹技能者							○		○				○																				
	登録建築板金基幹技能者										○								○															
	登録外壁仕上基幹技能者					○																○	○											
	登録ダクト基幹技能者												○																					
	登録保温保冷基幹技能者																								○									
	登録グラウト基幹技能者							○																										
	登録冷凍空調基幹技能者												○																					
	登録運動施設基幹技能者								○								○											○						
	登録基礎工事基幹技能者							○																										
	登録タイル張り基幹技能者													○																				
	登録標識・路面標示基幹技能者								○													○												
	登録消火設備基幹技能者																																	
	登録建築大工基幹技能者					○																												
	登録硝子工事基幹技能者																				○													
	登録土工基幹技能者								○																									
	登録ALC基幹技能者													○																				
	登録圧入工基幹技能者								○																									
登録土質改良基幹技能者							○																											
登録都市トンネル基幹技能者							○																											
登録潜函基幹技能者							○																											
その他(上記コードに該当するものを除く)		99																																
法第7条第2号イ該当		01																																
法第7条第2号ロ該当		02																																
法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)		03																																
法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)		04																																

※特定建設業の営業所技術者等となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所技術者等にもなれます。

なお、特定建設業に係る指定建設業(7業種)の営業所技術者等となる者は、上記「◎」に該当する者又は大臣特認に該当する者に限られます。

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)については、以下のとおりです。

※1:平成27年度以前の合格者については、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2:技術士試験に係る資格は当面の間、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

[登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であった国土交通大臣の登録を受けたものをいう。]

※3:1級合格者は、解体工事業の技術者要件を満たす。なお、2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は、合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要

(注2) 等級区分が2級の場合、平成15年度以前の合格者については合格後必要な実務経験は1年以上となります。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。)

(注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本基礎建設協会及び(一社)コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。)

(注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格

(注6) 建築物等に計測装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。)

(注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(公社)全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。)

(注8) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

(注9) 令和3年3月31日までに、検定種目を「建設機械施工」とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を「建設機械施工管理」とする技術検定に合格した者とみなす。

(注10)令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

(注11) 一次検定又は二次検定合格後、3年間の実務経験が必要(実務経験証明書の添付が必要)。

(注12) 一次検定又は二次検定合格後、5年間の実務経験が必要(実務経験証明書の添付が必要)。

国土交通省令で定める学科

「建設業法施行規則第一条」

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
とび・土工事業	土木工学又は建築学に関する学科
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	
電気通信工事業	
管工事	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
水道施設工事業	
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	<p>1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	<p>1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	<p>1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p>